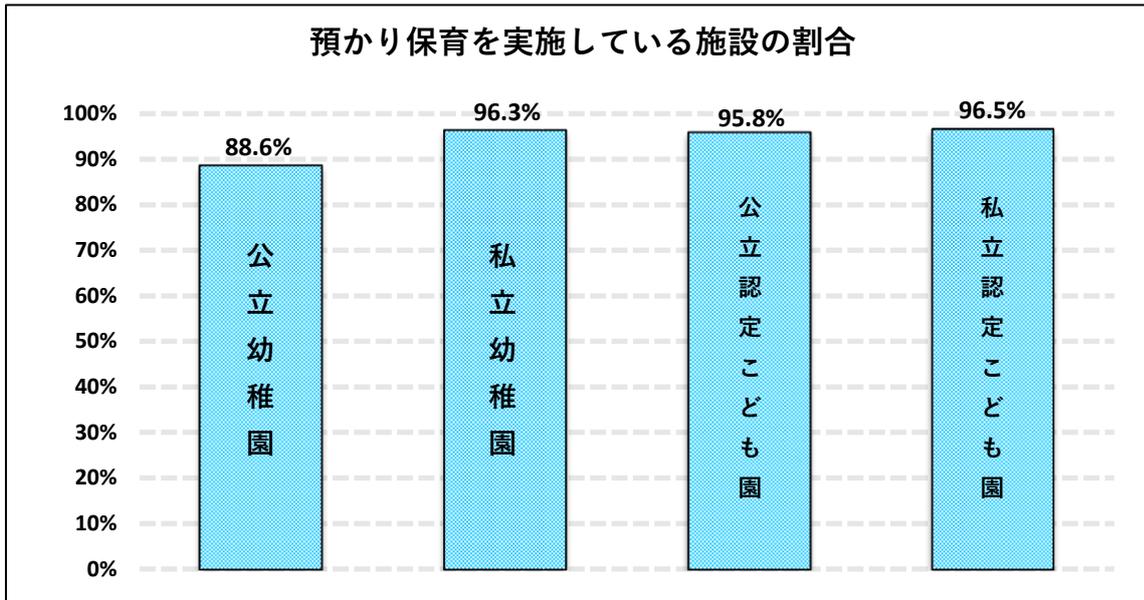
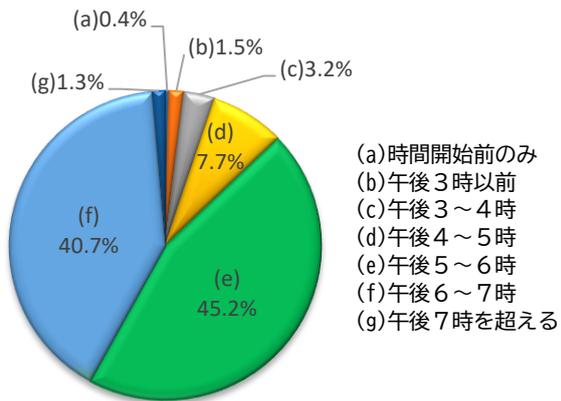


(5) 預かり保育の実施状況

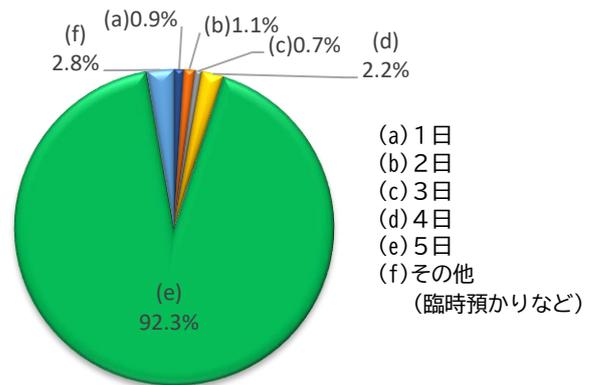


- ・ 預かり保育は、公立幼稚園で88.6%、私立幼稚園で96.3%、公立認定こども園で95.8%、私立認定こども園で96.5%が実施しています。
- ・ 預かり保育の実施時間や実施日数等は次のとおりです。

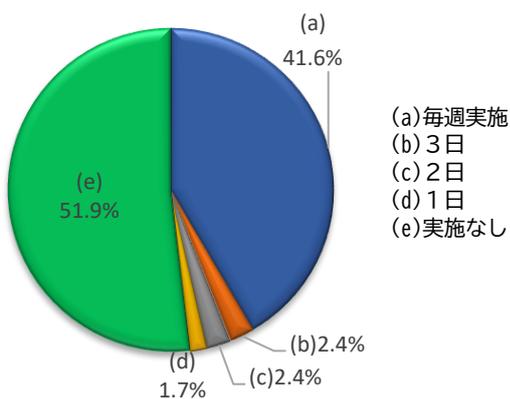
預かり保育の実施時間帯（終了時間）



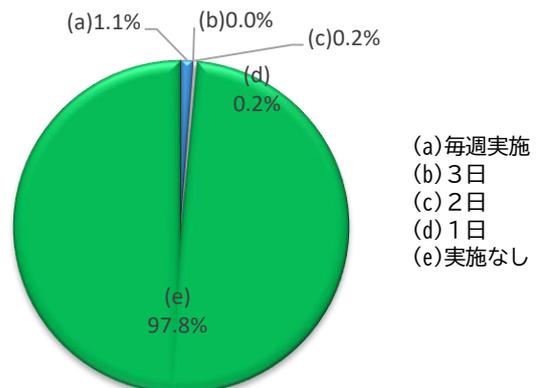
平日の預かり保育実施日数（週平均）



土曜日の預かり保育実施回数（月あたり）



日曜日の預かり保育実施回数（月あたり）



○ 用語解説

あ 行

預かり保育

保護者の希望に応じて、教育時間4時間を標準とする幼稚園及び認定こども園（幼稚園型、幼保連携型）において、教育時間の前後や、土曜日・日曜日・長期休業期間中に教育活動を行うもの。

ウェルビーイング(Well-being)

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

園外研修

他園や関係諸団体、行政機関が主催する研修。

延長保育

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で引き続き保育を行うもの。

園内研修

幼児教育施設内の全教職員が自園の教育・保育目標に対応した幼児教育施設としての課題を解決するために、共通のテーマを設定し、幼児教育施設全体で組織的・計画的に取り組む研修。

か 行

学習指導要領

法令に基づいて国が定めた教育課程の基準で、各教科・科目、特別活動などの目標、内容、内容の取扱い等について文部科学省が大綱的に示したもの。

学校関係者評価

保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。

カリキュラム・マネジメント

幼児児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

教育課程

学校教育の目的や目標を達成するため、幼児児童生徒の心身の発達に応じ、教育の内容を授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

教育支援委員会

早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行う観点から、市町村教育委員会設置の「就学指導委員会」の機能を拡充した組織。市町村教育委員会のほか、都道府県教育委員会に設置されている。

切れ目のない一貫した指導や支援

発達障がい者のもとより、障がい者が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がいを早期に発見し発達支援を行うとともに、障がい者の自立と社会参加のため、学校教育における支援や就労に向けた支援など、個々の障がいの状態や生活の実態等に応じて、かつ関係機関及び民間団体相互の連携の下、切れ目なく一貫して行われる指導や支援。

個別の教育支援計画

障がいのある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じて、医療・保健・福祉・労働等の関係機関が連携協力を図り、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫した適切な指導と必要な支援を行うために教育機関が中心となって作成する支援計画。

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)

保護者や地域が学校運営に参画し、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えていくための仕組み。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べるができる。

さ 行

支援ファイル

全ての子どもが発達段階に応じて、よりよい支援を受けるとともに、保護者と関係機関の間で情報の共有を円滑に行うことを目的として作成される、子どもの個性や特徴、成長過程やこれまで受けてきた支援等を記したファイル。学齢時期に個別の教育支援計画に移行する。

児童館

児童福祉法に定められている児童福祉施設で、安全に遊びながら、情操豊かで健全な児童を育てることを

目的とした施設であり、地域における児童健全育成活動の拠点。

児童相談所

児童に関する様々な問題について、家族などからの相談に応じ、診断・判定を行い、児童を一時保護し、又は児童福祉施設・里親等への措置等最も効果的な処遇を行い、児童の福祉を図るとともにその権利を保護する機関。

社会に開かれた教育課程

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にししながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携及び協働によりその実現を図るもの。

スタートカリキュラム

幼児期における遊びを通した総合的な学びから、各教科等における、より自覚的な学びに円滑に移行できるよう、入学当初において、生活科を中心とした合科的・関連的な指導などを行う工夫。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査

子どもの体力が低下している状況にかんがみ、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、国が全国の小学校第5学年及び中学校第2学年を対象に平成20年度（2008年度）から実施している調査。

専門家チーム

学校の要請に応じて訪問し、幼児児童生徒に対して、発達障がいを含む障がいの有無の判断、望ましい教育的対応についての専門的意見を示すことを目的として教育委員会に設置された、教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者から構成する組織。

た 行

第三者評価

幼児教育施設と直接関係を有しない専門家等による客観的な評価。教育・保育活動等の成果を検証し、幼児教育施設運営の改善と発展を目指すもの。

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動。

中央教育審議会

文部科学省に置かれている審議会。文部科学大臣の諮問に応じて、教育の振興、生涯学習の推進、スポーツの振興などに関する重要事項について調査審議し、大臣に意見を述べる。

特別支援教育

従来の「特殊教育」の対象の障がいだけでなく、発達障がいを含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

特別支援教育に関する基本方針

本道における特別支援教育の推進に関する基本的な考え方や特別支援教育の充実に関する方向性や方策を示したもの。

な 行

認定こども園

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設。以下の4類型がある。

- 幼保連携型認定こども園
幼稚園の機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- 幼稚園型認定こども園
認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- 保育所型認定こども園
認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ。
- 地方裁量型認定こども園
幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

は 行

非認知的能力

根気強さ、注意深さ、意欲、自信といったIQや学力で測ることのできない能力。

ブックスタート事業

市町村の保健センター等で行われている乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・バックを無料で手渡す事業のこと。

なお、市町村によっては、健診の場で絵本の読み聞かせを行うなど、ブックスタートに準じた事業を実施しているところもある。

保育教諭

学校教育と保育を一体的に提供する幼保連携型認定こども園で教育・保育に携わる職員。幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有していることを原則としている。

保育サービス

子どもの健全な育ちを支援する対人サービス。保育所保育指針では、保育においては「養護」と「教育」が一体となって展開されることに留意することとされている。

保育者

幼児教育施設において教育に携わる幼稚園教諭・保育士・保育教諭等を指す。

保育所保育指針

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき、保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施に関わる事項と、これに関連する運営に関する事項について厚生労働省が定めたもの。

放課後子供教室

小学校の余剰教室等を活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学ぶ学習やスポーツ・文化活動等の取組を支援する事業。

ポータルサイト

インターネットを利用する際に、目的の Web サイトや閲覧したい Web ページに辿り着くための入口となる検索エンジンやリンク情報などを備えた Web サイトのこと。

北海道家庭教育サポート企業等

北海道における家庭教育の一層の推進を図るため、道教委と協定を締結し、家庭教育を支援するための職場環境づくりに取り組む企業等。

北海道教育推進計画

教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、北海道における教育の振興に関する施策の推進を図るため、北海道

教育委員会が基本的な考え方と施策の方向性を示したものの。

北海道総合教育大綱

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を、北海道知事が定めたもの。

や 行

幼児

幼児とは、狭義では、「幼稚園」又は「特別支援学校幼稚部」に在籍する者を指すが、本方針では、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」における「園児」、「保育所保育指針」における「子ども」又は「乳児」も含め、ゼロ歳から小学校等就学前までの全ての子どもを指す。

幼児教育

本方針においては、ゼロ歳から小学校等就学前までの全ての乳幼児に対する教育を意味し、幼稚園・保育所・認定こども園・特別支援学校幼稚部における教育・保育はもとより家庭や地域社会など幼児が生活する全ての場において行われる教育を指す。

幼児教育施設

幼稚園・保育所・認定こども園及び特別支援学校幼稚部を指す。

幼稚園教育要領

幼稚園における教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を確保するため、幼稚園が編成する教育課程等の大綱的基準として、学校教育法等に基づいて文部科学省が定めたもの。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的に、地方公共団体が設置・運営する組織。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容について、内閣府が定めたもの。

北海道幼児教育振興基本方針

2023年度～2027年度
(令和5年度～令和9年度)

発行 北海道・北海道教育委員会

編集 北海道教育庁幼児教育推進局
幼児教育推進センター

TEL (011) 206-6345

FAX (011) 232-8972